



基山町まちづくり提案書

基山町まちづくり基本条例第16条の規定に基づき下記のとおり提案します。

提案期日	令和 7年10月29日
提案種別	提 案 ・ <u>意 見</u> ・ 要 望
提案件名	基山町が言う『法定外公共物の維持管理は地区住民、受益者、利害関係者が行わなければならない』について根拠法令を問う
提案者	住所又は 所在地
	氏名又は 名称
	※ 提案者が基山町の住民でない場合は、勤務先又は通勤先も記入してください。
	提案書の公表に当たり、住所、氏名及び連絡先の公表を希望しますか。 希望する 一部希望する（ ） 希望しない
	※ 未成年者が氏名等の公表をする場合は、法定代理人の承認が必要です。
提案の概要	基山町は、法定外公共物（基山町法定外公共物の管理に関する条例 第2条 定義）の維持管理について、地区住民・受益者・利害関係者で行うよう言うが、その根拠が明確でないため、根拠法令等の所在について具体的な説明を求めるもの。
提案の背景	基山町の条例・規則・規定では、道路法・河川法・河川法の準用・下水道法の適用を受けない公共の用に供されている生活道路や水路等は法定外公共物とし位置付けられている。 基山町は、この法定外公共物の維持管理や災害復旧を、直接地区住民・受益者・利害関係者が行うよう言っている。このことは、基山町が発出している様々な公文書や町長の公的な発言でも明確であり義務付けされていることは明らかである。 しかし、基山町が法定外公共物の維持管理を直接地区住民・受益者・利害関係者に義務付ける根拠となる法令は確認できない。
提案の課題	法定外公共物の維持管理を義務付けられている“地区住民”“受益者”“利害関係者”の定義が曖昧で具体的に誰を指すのかを定めた条例・規則・規定は確認できない。 また、法定外公共物の維持管理を管理者自身の基山町が放棄して地区住民・受益者・利害関係者に義務付ける条例・規則・規定等の法的根拠も存在しない。 そもそも、公共の用に供されている施設を道路法・河川法・河川法の準用・下水道法で管理するのか、それ以外の法定外であるのかについては管理責任者である基山町自身が決めて業務執行のルールとすることであり、行政サービスの提供を受ける住民が、法定・法定外を含めた公共施設の維持管理に係る役務を自治体から義務的に課せられるとする根拠とはならない。

目標設定	基山町が所有し管理すべき公共施設は、全て基山町が責任をもって維持管理すべきであることの自覚を促す。仮に、基山町が所有する公共施設を地区住民・受益者・利害関係者に管理の義務付けをするのであれば、条例を定めて法的根拠とするなど、行政は法令に違反せずに職務の執行をしなければならないことを理解してもらう。また、地区住民・受益者・利害関係者に維持管理させている公共施設の管理瑕疵が生じたときの責任の所在について明確にさせる。
提 案 内 容	【関係法令】 地方自治法 第三章 条例及び規則 第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。 ② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。 第十章 公の施設 (公の施設) 第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。 (公の施設の設置、管理及び廃止) 第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。 添付資料 ※ 地区住民・受益者・利害関係者に法定外公共物の維持管理を行わせるとして基山町が発出した文書、または町長の発言などは枚挙にいとまがないが、当方が受けた公文書や基山町ホームページから取得した資料のいくつかを参考として添付する。 ※ 提案内容は、どの地域のどの対象者に対し、どのような体制で、どれだけの期間、どのような事業を実施するのか、任務分担、見込費用、持続可能か等を詳しく提案してください。

※ 提案書に記載された事項のうち、提案者蘭以外は公表されますので御承知おきください。